

相楽東部広域連合立学校教職員等健康診断結果審査委員会規程

平成 21 年 4 月 1 日

教委規程第 8 号

(設置)

第 1 条 相楽東部広域連合立学校教職員等健康管理規程(平成 21 年相楽東部広域連合教育委員会規程第 7 号。以下「健康管理規程」という。)第 3 条第 2 項に基づき、健康診断結果審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査会に次の部会を置くものとする。

(1) 一般疾病審査部会

(2) 結核審査部会

(運営)

第 2 条 審査委員会の運営については、相楽東部広域連合教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこれを行うものとする。

2 審査委員会の運営に当たり、特別の事情があるときは、京都府教育委員会又は山城地方の市町教育委員会と合同で運営することができる。

3 前 2 項により運営しようとするときは、関係機関と合議し、別に運営要綱を定め、それに基づき運営するものとする。

(会務)

第 3 条 審査委員会は、教育委員会教育長の諮問により次の事項を審議し、適切な答申を行うものとする。

(1) 学校教職員等の健康診断及び精密検査の結果、健康管理規程第 3 条に定める「要休業」、「要軽業」又は「要注意」と診断された者の取扱いに関する事項

(2) 教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 14 条による休職者の取扱いに関する事項

(3) 休養及び休職中の者の復職に関する事項

(4) その他教育委員会教育長が諮問する事項

(組織)

第 4 条 審査委員会は、医師 3 名以上及び教育委員会事務局職員をもつて組織する。

2 審査委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 前 1 項の委員は、教育長が委嘱し、又は任命する。

(委員長・副委員長)

第 5 条 委員長は審査委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員の交替があつたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第7条 審査委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(審査委員会の庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第9条 その他この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。